

りこんとどけ
離婚届

りこん り にほんじん
(離婚をする 2人のうち、どちらかが 日本人 のとき)

※ にん がいこくせき ひと ばあい ざいにちたいしかん りょうじかん き
2人とも 外国籍の 人の 場合は、それぞれの 在日大使館、領事館に 聞いてください。

りこんとどけ だ かた
○ 離婚届の 出し方

けっこん ひと わか けっこん かんけい お しくちょうそん やくしょ だ
結婚していた 人と 別れて、結婚の 関係が 終わった ときに、市区町村の 役所に 出しま
す。

にほん りこん りこんとどけ だ
日本の やりかたで、離婚する ときは、離婚届を 出して ください。

りこん こくせき くに し てつづ ほうほう たいしかん りょう
離婚する ときは、国籍が ある 国にも 知らせて ください。手続きの 方法は、大使館か 領
事館に聞いてください。

りこん じょうけん くに にほんじん にほん りこん みと
離婚の ための 条件は、国に よって ちがいます。日本人は 日本の きまりで 離婚を 認め
て

ばあい がいこくせき ひと じぶん くに りこん みと
もらえない場合が あります。外国籍の 人は、自分の 国の きまりで 離婚を 認めて もらい
ます。

とど で
(1) 届け出の とき

さいばんしょ き りこん りこん き ひ かかん す まえ
いつでも。裁判所が 決めた 離婚のときは、離婚が 決まった日から 10日間が 過ぎる 前。

さいばんしょ き りこん ちょうていりこん
裁判所が 決めた 離婚は、調停離婚といえます。

りこん ことば
(離婚についての言葉)

- ・調停離婚 (ちょうていりこん)
- ・和解 (わかい)、
- ・認諾 (にんだく)
- ・審判離婚 (しんぱんりこん)
- ・判決離婚 (はんけつりこん)

とど
(2) 届ける ひと

けっこん り さいばんしょ き りこん さいばん はじ ひと
結婚していた2人。(裁判所が 決めた 離婚は、裁判を 始めた 人

とど
(3) 届けるところ

けっこん り じゅうしょ また ほんせき
結婚していた 2人のうち、どちらあ ひとりの 住所が あるところ、又は、本籍が ある
ところの しくちょうそん やくしょ 役所

とど で ばしょ
(届け出 する 場所)

にしのみやしやくしょ しみんか こせきたんどう
西宮市役所 市民課 戸籍担当 0798-35-3128

がいこくじんとうろくたんどう
外国人登録担当 0798-35-3104

ひつよう しよるい
(4) 必要な書類

りこんとどけしょ
①離婚届書

やくしょ しょうめいしょ りこん しょうめい しょうにん さいん
役所などに あります。この 証明書には、離婚を 証明する 証人が サイン

しょうめい
(さいん=署名) して、

いんかん お しょうにん さいいじょう ひと り
印鑑を 押します。証人は 20歳以上の 人 2人です。

こせきぜんぶじこうしょうめいしょ
②戸籍全部事項証明書

にほんじん ひつよう
日本人は 必要 です

とど ひと いんかん
③届ける 人の 印鑑

いんかん ひと さいん しょうめい
印鑑が ない 人は、サイン (さいん=署名) で いいです。

こくせき しょうめい しょうい
④国籍を 証明する 書類

パスポート (ぱすぽーと) など

こんいん かくにん しょうい
⑤婚姻が 確認できる 書類

がいこくじんふうふ ばあい ひつよう
外国人夫婦の 場合は 必要です。

ほんにん かくにん しょうい
⑥本人を 確認できる 書類

うんでんめんきょしょう
運転免許証、パスポート (ぱすぽーと) など

ちょうてい わかい にんだく ちょうしょ とうほん さいばん しんばん はんけつしょ さいばん
⑦調停 (和解・認諾) 調書の謄本 または 裁判 (審判) の判決書 (=裁判などで

き 決まったことが か 書いてある書類) および かくていしょうめいしょ さいばんしょ りこん せいりつ
確定証明書 (裁判所で 離婚が 成立した と

ひつよう
きだけ 必要です。

ばあい とどけでしょ しょうにん りこん あいて しょうめい
この場合は、届出書への 証人と 離婚する 相手の 署名は いりません。)

しくちょうそん とど で とど で ほうほう さーびす しょうい しょうい
※ 市区町村によって、届け出する ところ、届け出の 方法、サービス (さーびす) の種類、書類

なまえ
の名称が ちがう ことが あります。

くわ にほんご ひと いっしょ き
※ 詳しいことは、日本語が わかる人と 一緒に 聞いてください。

ちゅうちようきざいりゅうしゃ ひと はいぐうしゃ かぞくたいざい とくていかつどう にほんじん
 中長期在留者の人のうち配偶者として「家族滞在」、「特定活動（ハ）」、「日本人の

はいぐうしゃ えいじゅうしゃ はいぐうしゃ しかく もって にほん す ひと
 配偶者など」および「永住者の配偶者など」の資格を持って日本に住んでいる人

はいぐうしゃ りこん はいぐうしゃ し ばあい にち いない す ちいき
 が、配偶者と離婚したり。配偶者が死んだ場合には、14日以内に住んでいる地域に

ちほうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりかんしょ い とうきょうしゅつにゅうこくかんりきょく ゆうそう
 ある ①地方出入国在留管理官署へ行くか、②東京出入国管理局への郵送

とど で ひつよう
 による届け出が必要です。

てつづ ほうほう す ちいき しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
 手続きの方法は、住んでいる地域の出入国在留管理局にたずねてください。